○内閣府告示第二千八百四十八号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第七条第二項で準用する同法第五条第十六項の規定に基づき、平成二十九年内閣府告示第四百三十六号をもって公示した地域再生計画の変更を平成二十九年五月三十日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十九年六月二十二日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　福岡県遠賀郡遠賀町

二　地域再生計画の名称　官民連携によるコンパクトシティを見据えた遠賀地所プロジェクト

三　地域再生計画の区域の範囲　福岡県遠賀郡遠賀町の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定めるところによる。）まち・ひと・しごと創生交付金（地方創生推進交付金）（五の五①）

○内閣府告示第二千八百四十九号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第七条第二項で準用する同法第五条第十六項の規定に基づき、平成二十八年内閣府告示第千三十号をもって公示した地域再生計画の変更を平成二十九年五月三十日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十九年六月二十二日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　福岡県遠賀郡遠賀町

二　地域再生計画の名称　農業を軸とした地域ブランディングプロジェクト

三　地域再生計画の区域の範囲　福岡県遠賀郡遠賀町の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定めるところによる。）まち・ひと・しごと創生交付金（地方創生推進交付金）（五の五①）

○内閣府告示第二千八百五十号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第七条第二項で準用する同法第五条第十六項の規定に基づき、平成二十九年内閣府告示第四百四十一号をもって公示した地域再生計画の変更を平成二十九年五月三十日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十九年六月二十二日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　福岡県田川郡大任町

二　地域再生計画の名称　ＯＴｏブランド名品開発推進計画

三　地域再生計画の区域の範囲　福岡県田川郡大任町の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）まち・ひと・しごと創生交付金（地方創生推進交付金）（五の五①）

○内閣府告示第二千八百五十一号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第七条第二項で準用する同法第五条第十六項の規定に基づき、平成二十八年内閣府告示第千三十三号をもって公示した地域再生計画の変更を平成二十九年五月三十日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十九年六月二十二日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　佐賀県及び佐賀市

二　地域再生計画の名称　やわらかＢｉｚ（ＩＴ×クリエイティブ×若者・女性）創出事業

三　地域再生計画の区域の範囲　佐賀県の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）まち・ひと・しごと創生交付金（地方創生推進交付金）（五の五①）

○内閣府告示第二千八百五十二号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第七条第二項で準用する同法第五条第十六項の規定に基づき、平成二十八年内閣府告示第千四十二号をもって公示した地域再生計画の変更を平成二十九年五月三十日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十九年六月二十二日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　長崎県、長崎市、佐世保市、島原市、諫早市、大村市、平戸市、松浦市、対馬市、壱岐市、五島市、西海市、雲仙市及び南島原市並びに長崎県西彼杵郡長与町及び時津町、東彼杵郡東彼杵町、川棚町及び波佐見町、北松浦郡小値賀町及び佐々町並びに南松浦郡新上五島町

二　地域再生計画の名称　小さな楽園拡大連携プロジェクト

三　地域再生計画の区域の範囲　長崎県の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）まち・ひと・しごと創生交付金（地方創生推進交付金）（五の五①）

○内閣府告示第二千八百五十三号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第七条第二項で準用する同法第五条第十六項の規定に基づき、平成二十八年内閣府告示第千四十一号をもって公示した地域再生計画の変更を平成二十九年五月三十日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十九年六月二十二日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　長崎県及び長崎市

二　地域再生計画の名称　企業間連携とキラリと光る技術力に賭ける産業総合支援プロジェクト

三　地域再生計画の区域の範囲　長崎県の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）まち・ひと・しごと創生交付金（地方創生推進交付金）（五の五①）

○内閣府告示第二千八百五十四号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第七条第二項で準用する同法第五条第十六項の規定に基づき、平成二十八年内閣府告示第千四十四号をもって公示した地域再生計画の変更を平成二十九年五月三十日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十九年六月二十二日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　長崎県、松浦市、五島市及び南島原市

二　地域再生計画の名称　離島・半島地域を中心とした「稼げる食品製造業」創出プロジェクト

三　地域再生計画の区域の範囲　長崎県の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）まち・ひと・しごと創生交付金（地方創生推進交付金）（五の五①）

○内閣府告示第二千八百五十五号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第七条第二項で準用する同法第五条第十六項の規定に基づき、平成二十九年内閣府告示第五百十七号をもって公示した地域再生計画の変更を平成二十九年五月三十日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十九年六月二十二日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　長崎市

二　地域再生計画の名称　「交流の産業化」による長崎創生

三　地域再生計画の区域の範囲　長崎市の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）まち・ひと・しごと創生交付金（地方創生推進交付金）（五の五①）

○内閣府告示第二千八百五十六号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第七条第二項で準用する同法第五条第十六項の規定に基づき、平成二十八年内閣府告示第千四十七号をもって公示した地域再生計画の変更を平成二十九年五月三十日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十九年六月二十二日

内閣総理大臣　安倍　晋三